

岡山県介護生産性向上総合相談センター

令和8年度介護生産性向上伴走支援モデル事業所募集要項

1 目的

介護の質の向上、介護従事者の離職防止・定着にむけ、職場環境の改善を図るため、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化などの生産性向上に関する取組みを拡大させる必要がある。そのため、県内の介護現場において介護ロボットやICT等の導入・活用等による業務改善活動、働き方の見直し等の取組みについて、「専門家による伴走支援」を実施し、生産性向上の伴走支援モデル事業所として横展開をすることを旨とする。

2 事業内容

伴走支援モデル事業所は、「岡山県介護生産性向上総合相談センター」が派遣する業務支援アドバイザーの伴走支援（現地3回程度を想定）のもと、以下の内容を実施する。

(1) 第1回伴走支援

内容事例：モデル事業所が希望する取組みの課題の確認と今後の進め方を定める

(2) 第2回伴走支援

内容事例：抽出した課題等に対する取組み状況の確認および今後の進め方を定める

(3) 第3回伴走支援

内容事例：具体的な取組み状況の確認および今後の中長期的な取組みの方向だしを行う。

あわせて、他事業所への横展開を見据えた今後の進め方を定める

※必要であればオンライン他も含め相談実施

(4) 最終報告会の実施【2月頃】

「岡山県介護生産性向上総合相談センター」と日程調整したうえで、モデル事業所での成果を報告する最終報告会を実施する。（他事業所も参加予定）

(5) 取組み状況・成果等の確認ヒアリング【3月頃】

取組み状況・成果の確認および今後の中長期的な取組みの継続や他事業所への横展開を見据えたヒアリングを実施

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、伴走支援モデル事業所選定の日から令和9年3月末までとする。

4 募集事業所、生産性向上等の内容および募集事業所数

(1) 募集事業所

- ・岡山県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム（事業所）および軽費老人ホーム（事業所）

(2) 生産性向上等の内容

介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用による業務改善活動、働き方の見直し（選択的週休3日制度の導入等）など

(3) 募集事業所数 8事業所程度 ※応募多数の場合は、7に基づき審査・選定する。

5 応募資格・要件

- (1) 4 (1) の事業所を運営し、かつ2の事業内容を実施できること
- (2) 事業所（法人）が一丸となって取り組む体制になっていること
- (3) 横展開を見据え、他の事業所が取組むことができる中長期的な事業内容であること
- (4) 単なる介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入ではないこと
- (5) 生産性向上等の取組みと併せて、人材確保に関する取組みも一体に実施すること
- (6) 伴走支援や導入・活用により得たノウハウ・プロセス・試行錯誤等を他の事業所に広く発信すること（当センターによる発信に協力いただくこと）
- (7) 業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること
- (8) 令和8年5月28日開催の「岡山県介護生産性向上スタートアップセミナー」ほか当センター実施のセミナー等に事業所の管理者などが参加していること

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。（10（4）での使用がある場合を含め当センターで責任をもって処分します）

(1) 伴走支援モデル事業所申請書

- ア 伴走支援モデル事業所選定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）

(2) 申込期限

令和8年6月10日（水）着まで

※申し込み多数の場合は期日より早く公募終了する場合がございます

(3) 提出方法

メールにて提出

※メール表題に必須記載 ⇒ 「 **【伴走支援】申請の件 ○○○** 」
(○○○には事業所名を記載)

(4) 提出先

メール：kaigookayama○kaigo-center.or.jp

※メール送信時は○を@に置き換え願います

「岡山県介護生産性向上総合相談センター」

（公益財団法人介護労働安定センター岡山支部内）

7 選考方法

(1) 伴走支援モデル事業所の選定

伴走支援モデル事業所の選定に当たっては、6（1）の提出書類を基に5の応募資格・要件を満たしているか等、書面審査を実施する。

下記（2）に示す審査項目のほか、下記の観点を考慮して総合的に選定する。選定結果に

については、すべての応募者に書面で通知する。

【選定にあたり考慮する点】

- ・地域バランス（同じ地域にならないこと）
- ・事業所規模（大規模事業所のみにならないこと）
- ・介護サービス種別（限られた業種にならないこと）

(2) 審査項目

- ア 事業の目的・内容を十分に理解しており、具体的な課題感や危機感など応募動機は明確であるか。
- イ 事業を実施する上で十分な体制が整えられるか。
(幅広いメンバーの選任およびプロジェクトチームの構築が可能か)
- ウ 事業所での取組みが県内の介護事業所の見本となる意欲が十分であるか。
- エ 本事業への意欲等について、経営者及び事業所責任者と現場職員の意思疎通が図れているか。
- オ 5 応募資格・要件を満たしているか。

8 スケジュール

日程 内容

令和8年6月10日(水) モデル事業所選定申請書等の提出期限

※申し込み多数の場合は期日より早く公募終了する場合がございます

令和8年6月初～中旬 書面審査、6月中旬～下旬モデル事業所の選定結果通知等

9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 働き方の見直しに伴って労働基準法に定める就業規則の改正など各種手続を遵守すること
- (2) 以下の申請も可能なものとする。
 - ・同一申請者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとする。
 - ・同一建物内で複数の介護サービスを提供する場合は、一括での申請が可能なものとする。
- (3) 当事業により発生する費用は申請者の自己負担とする。

- (4) 申請書は、本事業のモデル事業所の選定以外の目的に使用しない。ただし、岡山県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替えおよび再提出は認めない。ただし、「岡山県介護生産性向上総合相談センター」の指示による場合はこの限りでない。

1.1 問合せ先

「岡山県介護生産性向上総合相談センター」

公財) 介護労働安定センター 岡山支部内

住所：〒700-0904 岡山市北区柳町 1-1-1 住友生命岡山ビル 15 階

TEL：086-221-4565 FAX：086-221-4572